**指定地域密着型通所介護事業者　指定申請の手引き**

**１ 指定要件の概要**

地域密着型通所介護の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

（１）法人であること

　　営利法人・非営利法人を問わず、法人格を有していればこの要件を満たすことになります。ただし、法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。

　　※株式会社、有限会社など法人格を取得（法務局に登記）していることが必要。

（２）人員基準について

　①管理者

　・資格要件はありません。

　・事業所ごとに、常勤・専従の管理者を置かなければならない。ただし、管理上支障がない場合は、他の職務又は同一敷地内にある事業所等の職務に従事することができます。

　　※「常勤」とは、当該事業所において就業規則等で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達している者のことであり、正規職員であるか非正規職員であるかは問わない。

　②生活相談員

　・生活相談員は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

　　社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉主事・精神保健福祉士

　・指定地域密着型通所介護の単位の数にかかわらず、事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要です。なお、指定地域密着型通所介護の提供日（以下「営業日」という。）ごとにサービス提供時間数を超える時間数の生活相談員の配置が必要ですが、サービス提供時間を通じて配置する必要はありません。

　③看護職員

　・看護師又は准看護師の資格が必要です。

　・指定域密着型通所介護の単位ごとに、かつ、営業日ごとに専従する看護師又は准看護師が1人以上必要です。なお、サービス提供時間を通じて専従する必要はなく、専従していない時間は、当該事業所の別単位や他の事業等の業務に従事することができます。

　・病院、診療所、訪問看護ステーションと連携し（看護職員を派遣する契約書または協定書の作成が必要）、その看護職員が営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行う場合は、人員基準を満たしたものとします。(地域密着型通所介護の職員として、配置は不要)　ただし、この場合、派遣された看護職員は、機能訓練指導員との兼務は認められず、また、加算の算定要件とすることもできません。

　④介護職員

　・資格要件はありません。

　・指定地域密着型通所介護ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となります。

　　　利用者数１５人まで：常時１人以上

　　　利用者数１６人以上：１５人を超える部分の利用者数を５で除して得た数以上

　　　（例）利用者１８人、サービス提供時間７時間の場合

　　　　　（（１８－１５）÷５＋１）×７＝１１．２時間

　　　　サービス提供時間帯において延べ１１．２時間分の介護職員の配置が必要

　・複数の単位を実施している場合、単位ごとに介護職員が常時１人以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能です。

　⑤機能訓練指導員

　・機能訓練指導員は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

　　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師または准看護師）、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師

　　※はり師・きゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師または准看護師）、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。

　・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う機能訓練指導員を１人以上配置しなければならない。

　　※営業日ごとの配置や、サービス提供時間帯を通じての配置は必要ありません。

　●利用定員が１０人以下である場合の従業者の員数

　　看護職員又は介護職員が提供時間数に応じた配置が必要となります。この場合、生活相談員、看護職員又は介護職員のうち１人以上は常勤が必要です。

　　※利用定員が１０人を超える場合は、生活相談員又は介護職員のうち１人以上は常勤が必要です。

（３）設備基準について

　①食堂及び機能訓練室

　・それぞれ必要な広さを有し、その合計面積が有効面積で３㎡に利用定員を乗じて得た面積以上であること（建物の構造上、撤去できない柱や備付けの収納設備、通路等は、有効面積に含まない。

　・食事及び機能訓練の実施に支障がない場合は、同一の場所とすることができます。

　・食事の提供をおこなわない場合は、食堂を設ける必要はありません。

　②静養室

　・個室又はカーテン等で仕切られたスペースとし、ベッド等の設備を設置する。

　③相談室

　・個室又は遮へい物（パーティション等）の設備等により、相談内容が漏えいしないように配慮されていること。

　④事務室

　・他の事業と同一の事務室を使用する場合は、当該事業所の区画が明確に区分されていること。

　・個人情報の保護のため、鍵付きの書庫を設置すること。

　⑤トイレ

　・要介護者等の使用に適した設備を整えること。ナースコールの設置が望ましい。

　⑥浴室及び脱衣所

　・要介護者等の使用に適した設備を整えること。（入浴介助を行う場合のみ）

　⑦玄関

　・地域密着型通所介護専用の玄関を設けること。兼用は、原則不可。

　⑧他法令等に関する注意

　・建築基準法、消防関連法令等について、事前に建築担当者及び消防署に確認すること。

　　※特に、既存の建物（住宅・店舗等）を利用して地域密着型通所介護を開設する場合は、所轄庁での手続きや設備改修が必要となることがあるため、必ず事前に確認しておいてください。

（４）運営基準について

　・稲敷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年稲敷市条例第23号）を参照してください。

**２ 申請の流れ**

（１）事前協議

　　施設設備の改修が必要な場合や事業所として不適な場合がありますので、確認を受けてから申請を行ってください。

　・建築関係法令等に係る手続きについては、所管する県南県民センター（建築指導課）と協議してください。

　・消火設備その他非常災害に際して必要な設備及び消防計画等に関しては、所管する消防署に確認してください。

　・食事を提供する場合は、所管する保健所に確認してください。

　・事業所予定地周辺に民家等がある場合、周辺への説明をきちんと行って理解を得ておいてください。

（２）申請書の提出

　・事業開始予定日の30日前までに、申請書類を全て揃えて提出してください。申請書類が揃っていない場合、審査できません。

　・書類に不備がある場合等は、審査期間が30日を超える場合があります。

　・介護保険サービスの実施にあたって、所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人、医療法人等）については、各手続きを済ませた上で、申請書類を提出してください。

**３ 申請に必要な書類**

　次の書類を市に一部提出してください。書類はＡ４版で統一してください。

（１）指定地域密着型サービス事業所指定申請書（様式第１号）

（２）地域密着型通所介護事業所の指定に係る記載事項（付表９）

（３）添付書類

　　①登記事項証明書（登記簿謄本）又は条例等

　　②介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しないことを誓約する書面

　　③従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

　　④従業員一覧表（非常勤を含む）

　　⑤就業規則の写し、組織体制図、資格証の写し（裏面に本人の署名・押印）、

　　　雇用契約書の写し又は誓約文

　　⑥事業所の平面図・建築図面

　　　外観及び内部の様子が分かるカラー写真（設備基準に規定されている部分を含む）

　　⑦運営規程（料金表を含む）

　　　次に掲げる事業の運営についての規程

　　　・事業の目的及び運営の方針

　　　・従業者の職種、員数及び職務の内容

　　　・営業日及び営業時間

　　　・指定地域密着型通所介護の利用定員

　　　・指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

　　　・通常の事業の実施地域

　　　・サービス利用に当たっての留意事項

　　　・緊急時等における対応方法

　　　・非常災害対策

　　　・その他運営に関する重要事項

　　⑧重要事項説明書

　　⑨利用者と事業所の契約書

　　➉利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

　　⑪損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書の写し等）

　　⑫運営推進会議の構成員

　　⑬建物・土地の賃貸借契約書の写し（建物・土地を賃貸借する場合）

　　⑭建築基準法の規定による検査済証（用途変更の場合は工事完了届）の写し

　　⑮消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の写し

　　⑯介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制等状況一覧表を添付）

　　⑰返信用封筒（長３封筒）に84円分の切手を貼付

**４　その他**

（１）事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分ご理解の上取り組まれるようお願いします。

　　　※介護保険法令や通知等の内容については、一般の書籍やインターネット（厚生労働省ホームページ　http://www.mhlw.go.jp/）等をご参照ください。

　　　　独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」（http://www.wam.go.jp/）でも提供されています。

　（２）他法令等に関する注意

　　　建築基準法、消防関連法令等について、事前に所管の建築担当者（県南県民センター）及び消防署に確認してください。

　　　特に、既存の建物（住宅・店舗等）を利用して事業所を開設する場合は、手続きや設備改修が必要となるため、必ず事前に確認しておいてください。

　　　※手続きが必要な場合は、申請時までに手続きを完了してください。

**５　お問い合わせ・申請書類提出先**

　　　 〒300-0595

　　　　稲敷市犬塚1570番地1

　　　　稲敷市保健福祉部 高齢福祉課

　　　　TEL 029－892－2000（代）内線2125　　　　FAX 029－893－1543